

種類別明細書の様式変更について

市業務システムの標準化・共通化に伴い、償却資産申告書に添付する種類別明細書（第二十六号様式別表一および二）の名称や様式等が変更になりました。

なお、当面の間は従来の様式による申告も受け付けます（ただし、一つの申告で新旧の様式を混在させることはご遠慮ください）。また、今後償却資産申告書につきましても様式の変更を予定しております。詳細については、ホームページ上でお知らせいたします。

1 変更の概要

(1) 種類別明細書（全資産・プレ申告用）

「種類別明細書（増加資産・全資産用）」から名称が変更になりました。

また、主として、申告者側で全資産の評価額・課税標準額まで計算する申告方式（全資産申告、合計申告、企業電算申告）となりましたので、市から次年度用申告書を送付する際には、同封していません。

(2) 種類別明細書（増減資産用）

「種類別明細書（減少資産用）」から名称が変更になりました。

従来の増加資産用・減少資産用の明細書が一体となった様式になります。

主として、異動のあった資産についてのみ申告をいただく際に御利用いただくこととなります。市から次年度用申告書を送付する際には、こちらのみ同封してあります。

2 記載の方法

市から皆様に送付する「種類別明細書（増減資産用）」について、記載方法の変更点をご案内します。

【異動区分】
 1：増加
 2：減少
 3：訂正
 のいずれかを**必ず**
 ご記入ください。

【物件番号】
 減少または訂正の
 場合は、市から送付
 される申告済資産
 の明細を参照し、転
 記してください。

【数量】
 減少の場合、残っている数量（全部減
 少の場合は0）をご記入ください。

【元日取得】
 1月1日（賦課期日）付けで取得した資産は「1」を記入してください。
それ以外の資産は何も書かないでください。

※ 他の項目の記載方法について旧様式と同様です。

所有者名		1 枚のうち		令和 8 年度 種類別明細書（増減資産用）										申告書等送付番号	
青梅 〇郎		1 枚目												123456	
異動区分	資産の種類	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	増減事由	摘要			
					年	月	日								
01	1		河辺町駐車場アスファルト舗装	1	5	7	1	400,000	10		1				
02	1		河辺町駐車場フェンス	1	5	7	1	200,000	10		1				
03	1	2	〇〇アパート太陽光発電設備	1	5	7	4	3,000,000	17		1				
04	1	2	旋盤	1	5	6	8	250,000	2		6	申告もれ			
05	1	6	ノートパソコン	1	5	7	8	210,000	4		1				
06	1	6	エアコン	1	5	7	6	110,000	6		1				
07	1	6	印刷機	1	5	6	8	130,000	5		5	羽村市から移動			
08	2	1	0001234 河辺町駐車場ブロックフェンス	0	4	10	5		15		4	1個、500,000円			
09	2	2	0002345 射出成型機	0	4	27	3		7		3	1個、2,200,000円			
10	2	2	0003456 旋盤	2	5	3	4	600,000	2		4	3個、900,000円			
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															

【異動事由】
 1：新品取得
 2：中古品取得
 3：売却
 4：滅失
 5：移動
 6：その他
 のいずれかをご記入
 ください。

【摘要】
 減少の場合は、減少前の数量と取得価額をご記入ください。
 訂正の場合は、訂正した項目につき訂正前の情報をご記入ください。

【取得価額】
 減少・訂正の場合は以下のとおり記入してください（増加は変更なし）。
 減少：減少後の残存価格。全部減少の場合は0円となります。
 訂正：訂正後の価格。

第十六号様式別表二（入力用）（用紙日本産業規格A4・赤色）（第十四条関）

3 その他

(1) 種類別明細書（増減資産用）記入順について

同一の異動事由（増加・減少・訂正）の資産は、可能な限り連続して（まとめて）ご記入ください（追記が必要になった場合などには、改めて書き直していただく必要はございません）。

(2) ホームページ掲載の申告書様式について

現在青梅市ホームページ上には、償却資産申告書については現行様式のみを、種類別明細書につきましては新旧それぞれの様式を掲載しております。これらにつきましては、今後法令の改正状況を踏まえて、随時掲載を終了するなどして整理を行ってまいります。

また、「令和8年度固定資産税（償却資産）申告の手引き」は、従前の様式に対応する版と新様式に対応する版の2種類を掲載しております。

掲載終了後も当面の間は、従来の様式による申告であっても受理いたします。一つの申告につき新旧の様式を混在させることはご遠慮ください。

(3) 記載方法の変更について

上述の種類別明細書（増減資産用）の記載方法につきましては、今後の償却資産申告書の様式変更等の事情により、ご案内の内容を変更する場合があります。その際はホームページおよび「固定資産税（償却資産）申告の手引き」等により改めてご案内いたします。